

社会福祉法人ぴゅあ退職金規程

(適用範囲)

第1条 就業規則第37条の規定による社会福祉法人ぴゅあ（以下、「本法人」という。）の職員の退職金については、本規程の定めるところによる。

(退職金受給者)

第2条 勤続年数3ヶ年以上の職員（常勤でない職員を除く。）が退職する場合には、勤続年数（常勤となった期間）に応じて退職金を支給する。

- 2 自己都合によって退職する予定のある者は、その退職予定日の3ヶ月前の月の初日までに理事長に、退職日と理由を文書によって申し出なければならない。

(退職金の算出)

第3条 退職金は、退職時の月額（本俸+調整手当）に勤続年数（常勤となった期間）に応じた支給乗率を乗じた額以って算出する。

- 2 支給乗率は、社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下、「共済法」という。）の例によって定める。
- 3 共済法に基づく、被共済職員に係る退職手当金（以下、「共済支給額」という。）の支給を受けられる職員については、第1項によって算出された額から共済支給額を控除した額（以下、「本法人負担額」という。）とする。
- 4 共済支給額の計算は、共済法の規定に基づき算出する。
- 5 調整手当は、給与等支給規則第5条第3項第5号の規定による管理職員手当の額とする。

(勤続年数)

第4条 勤続年数は、本法人に採用されて雇用契約を締結し、本法人の運営管理する各々の事業所において、その業務に従事した日から退職日に至る年数とする。

- 2 第2条第2項の規定による退職の申し出が、3ヶ月前の月の初日までに行われなかった場合は、前項の勤続期間から3月を除するものとする。
- 3 第3条第1項の規定による勤続年数は、常勤職員として雇用された期間の総計とし、共済法の例による。
- 4 共済法支給額の勤続期間は、共済法の例による。

(退職金の支払い)

第5条 退職金の支払方法とその額は、共済法による共済支給額部分については、独立行

政法人福祉医療機構の定める支払日に同独立行政法人から、本法人が支払う本法人負担額部分については、共済支給額の額が確定（同独立行政法人からの通知）した日から30日以内に給付するものとする。ただし、第7条に規定する不支給及び減額の適用が退職日に認められ、本法人負担額が確定していない場合は、この限りではない。

（退職金の増額）

第6条 役員若しくは本部職員との兼務をする等、法人の事業運営の継続に寄与する功労があったと理事長が認めた者には、第3条の規定により算出した額の3割を限度として、退職金を増額することができる。

（退職金の不支給）

第7条 懲戒解雇された場合には、退職金は支給しない（共済法による共済支給額を除く。）ものとする。

2 就業規則第20条の規定による弁償額（弁償額が確定していない場合は、予定額として根拠が明確である場合は、その範囲内の額）は、退職金算出額から控除することができる。

3 前項控除の額が、弁償額が確定により過大であった場合には、その差額を追及するものとする。

（法の準用）

第8条 本規程に定めのない事項については、共済法の規定を準用する。

（財源）

第9条 本法人負担額の支払いは本部会計からとし、財源は退職金受給者がその業務に従事した各々の事業所において按分して負担する。

附 則

この規程は、平成12年8月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 共済法の一部改正（退職手当金の支給に要する費用に係る補助の見直し）施行日
以前に生じる退職金の取り扱いについては、なお従前の例による。

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。